



発行日 平成31(2019)年4月(第68号)
発行者 (株)柏崎マリン開発(指定管理者)
〒945-0854 新潟県柏崎市東の輪町8-18
Tel: 0257-21-1255 FAX: 0257-21-1670
電子メールアドレス info@kashiwazaki-marine.jp
ホームページアドレス <http://www.kashiwazaki-marine.jp>

※発行された会報はマリーナのホームページからもご覧いただけます。
(カラー版でより見やすくなっています。)

お知らせ

■専用利用料のお支払いについて

専用利用者の皆様へ平成31年度のマリーナ専用利用料(保管料金)の請求書を同封させていただいております。期限内(本年度は5月20日(月)まで)にお支払いをいただいた方には保管料金の6%を還元いたしますので、早めのお支払いがお得となっております。

また、オーナーズクラブの年会費つきましても、昨年来の会員の皆様には、4月20日付けのマリーナ請求書にて、ご請求をさせていただいております。

(クラブとマリーナで協議の上、毎年マリーナの請求書と一緒にご請求させていただいております。)

クラブ未加入の方で入会をご希望の方はマリーナの窓口でお申し込みください。

また、会員継続をご希望されない方につきましても、マリーナまでお申し出くださいますようお願いいたします。

■大型桟橋をご利用の皆様へ 今後の春季クレーン配置作業のご案内

クレーン配置による上下架作業の春季における今後の日程は、共同上下架を4月28日(日)に、定期配置を5月11日(土)および5月19日(日)の日程で実施の予定です。

毎年4月と11月に行われる「共同上下架」は、大型桟橋をご利用の皆様と共に共同で作業を行っていただくことにより、通常よりも安価な料金で船を上下架できるサービスです。

ご利用になる方は事前に船の整備を済ませていただき、お早めにマリーナまでお申し込みください。



■利用者アンケートについて

本年2月に専用利用者の皆様からご協力をいただき、「柏崎マリーナ利用者アンケート調査」を実施いたしました。多くの皆様から貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

アンケートは、今後のマリーナ運営の参考にさせていただきたいと考えております。

■マリーナの利用ルールの遵守について

柏崎マリーナでは、新潟県営の公共施設として利用者の皆様が快適に施設をご利用いただけるよう、利用に関するルールやマナーが定められています。

ご自分では問題がないと思っている行為も、他の利用者から見れば迷惑行為にとられる場合もございます。

今一度、マリーナの利用ルールを読み返していただき、安全で快適に施設が利用できるようご理解とご協力をお願いいたします。(→次項へ続く)

【ごみの分別について】

マリーナに設置してあるごみ箱は、「燃えるごみ」と「カンやビンなどの燃えないごみ」に分かれておりますので、捨てる際は分別のご協力をお願いいたします。なお、家庭ごみや粗大ごみの持ち込みは他のお客様にご迷惑となりますのでご遠慮ください。

また、グリスやオイルなどの油脂類、燃料や塗料などの危険物、その他マリーナで処理できない廃棄物につきましては、専門の処理業者に回収に来てもらうなどの対応をいたします。その際には別途有料となる場合もございますので、捨てる前にマリーナへご相談ください。

【給油・上下架について】

給油・上下架の利用時間は午前8時40分から午後5時までです。安全のためにも終了時間ギリギリでのご利用は避けてくださいますようお願いいたします。

【許可されていない船舶等について】

許可されていない船舶等（水上バイクやトレーラーなどの船台※も含む）のマリーナ施設内への持ち込みや駐車、または一時係留などは禁止です。※「船台」は船が積載されていないものも該当します。

【指定区域以外でのバーベキューや施設内での釣り行為】

利用ルール内の『その他利用上の注意事項』として以下のことに注意してください。

- ・マリーナ内での釣りや遊泳は禁止です。
- ・マリーナ内でのバーベキューや花火など火を使う行為は、原則的に認めておりません。

【自艇のメンテナンス等に使用する工具類について】

自艇のメンテナンス等をされる際に必要な工具類をマリーナの修理工場に直接借りに来られる方がいらっしゃいます。それ自体はお声がけさえしていただければ止むを得ませんが、中には無断で修理工場内に立ち込んで必要な工具類を持ち出す方がいらっしゃるようです。元通りに返していただければ結構なのですが、時に無理な使い方をして工具を痛めたり、返却し忘れるという方も散見されます。

修理工場では利用者の方からご依頼を受けて船の修理を行っておりますが、万一必要な工具や道具などが所定の位置にないと作業を中断せざるを得ないといった事態に陥ります。また、中には非常に高価なものもございますので、悪気はないにせよ、安易に持ち出すことのないようくれぐれもお願いたします。

皆様の船内には法定備品として簡単な工具類がもれなく搭載されているはずですが、マリーナに修理を依頼せずご自分でメンテナンス等をされる場合にはご自分の道具をご用意いただけますようお願いいたします。

※利用者としてルールやマナーを守っていただけない場合には、利用許可の取り消しを行うこともあり得ますので、オーナーをはじめマリーナに出入りされているメンバーの皆様は十分にご注意ください。

■船外機メンテナンス講座の開催

去る2月28日（日）、柏崎マリーナ修理工場において、船外機に関するメンテナンス講座を開催いたしました。

柏崎マリーナでは、天候が荒れて出港の機会が少ない冬期間、オーナーズクラブやヨットクラブなどの利用者団体との共催で、毎年「安全講習会」を行っております。

昨年は気象講座を開催したため今回はメンテナンス講座となりました。

メンテナンス講座は会場が修理工場内ということもあり、普段あまり見る機会のないエンジンの冷却系統や燃料系統などの細かなパーツ類を参加者が直接手に取って見るように展示いたしました。

講義はマリーナの整備担当職員が、日常的によくあるトラブルの事案などを交えながら説明をさせていただき、参加者からの質問にもお答えいたしました。



マリーナでは利用者団体と協力し、今後もこのような講習会を継続的に開催していく予定であります。ご都合の付く方は、このような機会にマリーナに足をお運びくださいますようお願いいたします。

海上でのトラブル報告

(平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月)

平成 30 年度のマリーナ所属艇の「海上でのトラブル」に対する専用艇の出動回数は 6 回(昨年度は 5 回)でした。柏崎マリーナでは、利用者の皆様の出港中に起きたトラブルに対し、依頼によりマリーナ専用艇で現地へ伺い、出張点検をさせていただいております。(出張や点検に伴う費用は有料となります。)

時期	発生時間	場所	内容
30 年 5 月 下旬	9 : 30 ～ 10 : 30	青海川沖 (水深 30m)	<p>【状況】 航行中のモーターボートのエンジンが突然停止。再始動を試みるもできなかったためマリーナに救助を要請。現地に駆け付けた専用艇で曳航し、マリーナに帰港した。</p> <p>【原因】 燃料フィルターにゴミが詰まっていたことにより、エンジンへの燃料供給量が減少し、その結果エンジン出力が上がらなかったものとみられます。</p>
8 月 月上旬	11 : 00 ～ 11 : 45	東の輪沖 (水深 8m)	<p>【状況】 モーターボートで釣りを終えてマリーナへ帰港しようとしたところ、前後進が入らず船が浅瀬に流され座礁の危険があったため、マリーナに救助を要請。現地に駆け付けた専用艇で曳航し、マリーナに帰港した。</p> <p>【原因】 エンジンの動力をドライブユニットに伝える部品が破損していたため、リモコンレバーを前後進に入れても動作しなかったものとみられます。</p>
8 月 月中旬	14 : 30 ～ 15 : 30	東の輪沖 (水深 5m)	<p>【状況】 水上オートバイで航行中、エンジンが突然停止したため同乗者が海中に潜って状況を確認したところ、プロペラにロープが絡まってほどけない状況になっていた。船長が電話で 118 番通報し、海保からマリーナへ救助の要請が入る。現地に駆け付けた専用艇で低体温症となった乗員を収容し、曳航。その後マリーナへ入港した。</p> <p>【原因】 海上に漂流していたロープを船底の海水取り込み口から吸い込んでしまい、内部にある推進用のインペラに絡みついたことが原因とみられます。</p>
9 月 月下旬	8 : 45 ～ 9 : 45	柏崎港内 (水深 12m)	<p>【状況】 モーターボートで釣りを終えてマリーナへ帰港しようとしたところ、エンジンが始動せず、マリーナに救助を要請。現地に駆け付けた専用艇で曳航し、マリーナに帰港した。</p> <p>【原因】 エンジン始動用のセルモーターの経年劣化による故障が原因とみられます。</p>
10 月 月下旬	15 : 30 ～ 16 : 30	笠島沖 (水深 50m)	<p>【状況】 モーターボートで航行中、突然エンジンの回転数が上昇したため、急遽エンジンを停止。再始動を試みるもできなかったため、マリーナへ救助を要請。現地に駆け付けた専用艇で曳航し、マリーナに帰港した。</p> <p>【原因】 エンジンの噴射ノズルの動作不良によるものとみられます。</p>
11 月 月上旬	8 : 30 ～ 10 : 30	マリーナ沖 (水深 80m)	<p>【状況】 モーターボートで航行中、突然船体に衝撃があり、直後にエンジンが停止したため、マリーナに救助を要請。現地に駆け付けた専用艇で曳航し、マリーナに帰港した。</p> <p>【原因】 海上に漂流していた太いロープがプロペラに絡んだため、エンジンに急激な負荷がかかりエンジンが停止した。</p>

工場だより (出港前の点検について)

平成最後の冬も近年まれに見る小雪のおかげで、冬期間の風雪に因る被害報告も数少なく春を迎えることが出来ました。

大型連休も直前となり、これから本格的なシーズンを迎え釣りやクルージングに向け予定を計画されている方が多いことと思いますが、エンジンや操舵機構の確認・法定備品や工具の搭載など事前準備もお忘れなくお願いいたします。

毎年、下架直前に『エンジンが始動しない!』『ハンドルやレバーが固着して動かない!』などの不具合が発見され予定通りに出港が出来なかったり、出港キャンセルなどのトラブルが発生しております。特に数か月ぶりに出港する場合などは事前にバースで出港前の準備・点検・確認を行ってから下架していただきますようお願いいたします。

マリーナ修理工場ではエンジン始動・各所作動確認等(有料)も行っておりますが混み合う時期のため急なご依頼や内容によりご希望に添えない場合もございますのでご了承願います。

発航前検査とは、法で定められた遵守(義務)事項で船長自らが出港前に行う確認点検の事を言い発航前点検とも言います。船体やエンジン始動前と始動後の確認は勿論ですが、救命設備(ライフジャケット着用)・通信手段の充電量・気象情報の確認なども検査確認項目とされております。

発航前検査を行うことで防げる事案も数多く発生していたことから注意喚起を高めるために発航前の検査義務違反も行政処分対象となっております。(平成28年7月1日施行済)

※発航前チェックリストや遵守事項の詳細は国土交通省等のホームページ等で確認が可能です。

日頃から点検を行うことは不具合の早期発見につながりますし、経費を抑える意味でも大きな効果があることをご理解ください。

掲示版

■「小型船舶免許証」更新・失効講習会開催のご案内

柏崎マリーナではボート免許をお持ちの全ての皆様を対象に、更新・失効講習会を開催しております。

免許の有効期間は5年で、講習を受講することによって免許を更新することができます。

講習は期限の1年前から受講が可能となっておりますので、期限を過ぎて失効することのないようお早めにマリーナで講習を受講してください。

詳しい内容は、マリーナのホームページをご覧ください。電話にてお問い合わせ下さい。

【平成31年度の講習日程】 全6回

平成31年 5月12日(日) 平成31年 10月17日(木)

平成31年 7月 1日(月) 平成31年 12月 8日(日)

平成31年 9月 1日(日) 平成32年 3月 2日(日)

■「2級小型船舶免許」新規取得教習開催のご案内

このたび、柏崎マリーナにおいて2級小型船舶免許教習を開催いたします。

この教習は、まだ免許をお持ちでない方や、特殊(水上オートバイ)免許のみをお持ちの方を対象としています。教習会場は学科・実技ともに柏崎マリーナで行いますので、ご家族やご友人で免許の取得をお考えの方がいらっしゃいましたら、ぜひお声掛けください。

開催回	講習日	講習時間
第2回	平成31年6月27日(木)、28日(金)	■1日目:午前9時から午後7時まで ■2日目:午前8時から午後7時半まで

※第1回の講習は定員となったため募集を終了しました。

講習の受講を希望される方は、各開催日の14日前までにマリーナに必要書類の提出をお願いします。

申込方法や必要書類など詳細につきましては、マリーナのホームページをご覧ください。電話にてお問い合わせ下さい。(定員残りわずかです!募集は定員になり次第、打ち切りますので予めご了承ください。)